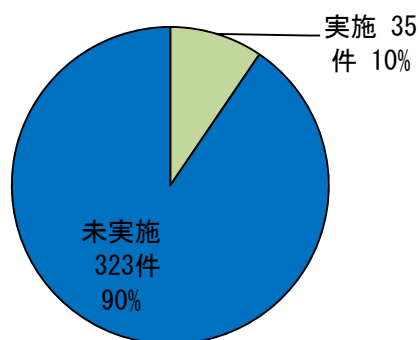


愛知県における警察官通報への対応状況について

平成 25 年度に 12 ヶ所の県設置保健所に対応した警察官通報は、全部で 358 件でした。その対応状況は以下のとおりです。

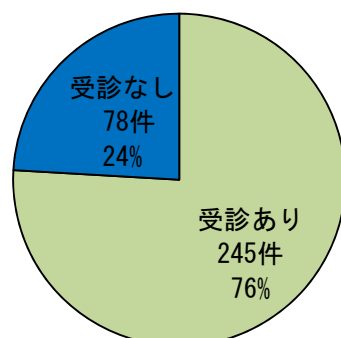
図 1 措置診察の実施状況
(N=358)



○措置診察（緊急措置診察を含む）を実施したのは 35 件で、通報全体の 10%にとどまっています。

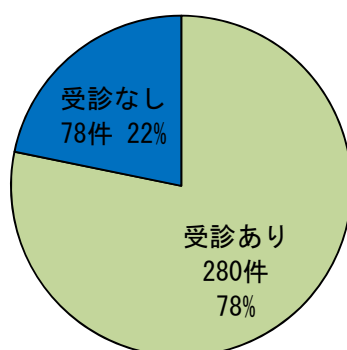
（なお、措置診察を実施した 35 件の結果の内訳は、緊急措置入院 25 件、措置入院 6 件、医療保護入院 2 件、入院不要 2 件となっています。）

図 2 措置診察を実施しなかった事例の
受診状況 (N=323)

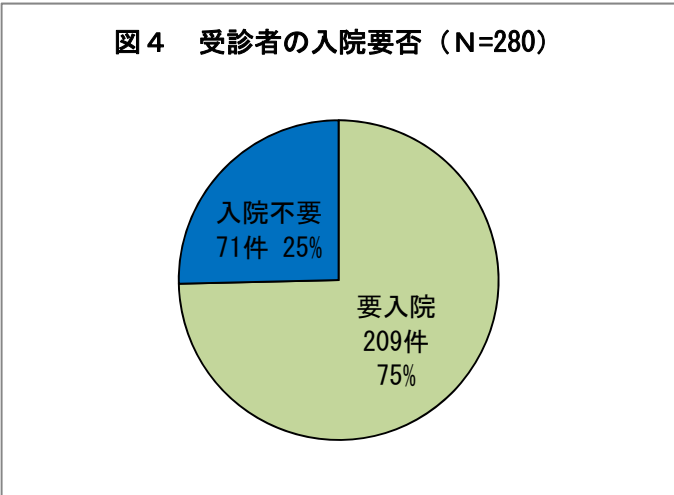


○ただし、措置診察を実施しなかった場合でも、その約 4 分の 3 は、精神科病院を受診しています。

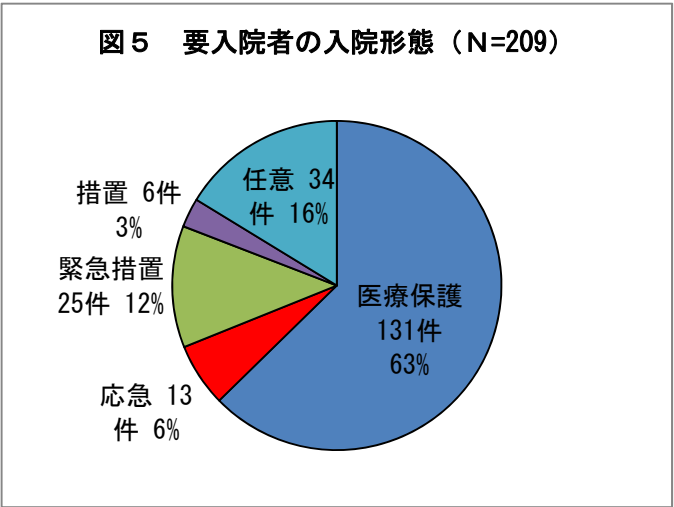
図 3 警察官通報全体の受診状況
(N=358)



○トータルすると、精神科病院受診につながった事例は、警察官通報全体の 8 割弱、受診に至らなかった事例が 2 割強となっています。

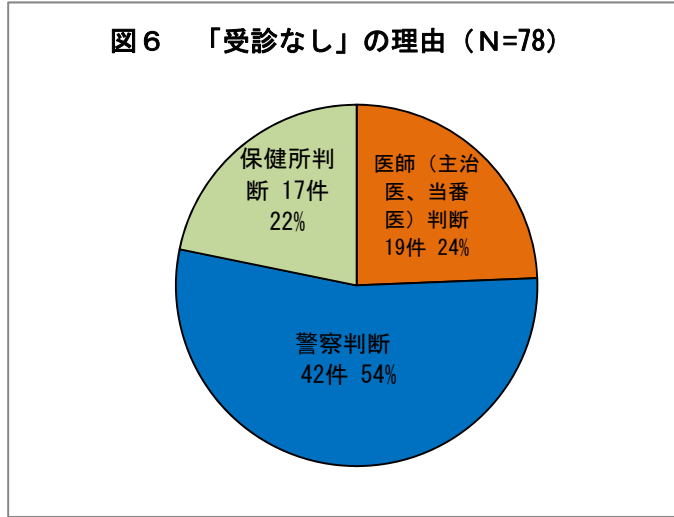


○精神科病院を受診した 280 事例のうち、その 4 分の 3 は、入院治療が必要と診断されました。



○要入院となった 209 件の入院形態を見ると、医療保護入院が 63%で最も多くなっています（入院形態については表 1 参照）。

○さらに措置入院、緊急措置入院、応急入院を合わせた「非自発的入院」が全体の約 8 割を占め、本人の同意にもとづく任意入院は 16%にとどまっています。



○なお、受診に至らなかった 78 事例の理由を見ると、その 54%が通報者である警察自身の判断によるもので、「警察としては受診不要と思うが、一応保健所にも連絡しておく」という趣旨の通報が多くを占めています。

○また約 4 分の 1 の事例は、主治医や当番病院の医師の意見により受診不要としています。

○保健所の判断で受診不要としたものは 22%です。その多くは警察が本人の身柄を保護していない状態を出

された通報（事後通報）です。そうした場合、保健所は本人・家族・関係者等と面接を行い、また保健所の嘱託医や、精神保健福祉センターの医師に相談するなどした上で、受診要否を判断しています。

<まとめ>
警察官通報に対する措置診察実施率を見ると、本県は 10%と、ごく低値ですが、それ以外の入院形態も含めると、全体の約 8 割の事例が、精神科医療につながっています。

【参考】

表 1 入院形態の区分について

入院形態 (精神保健福祉法上の根拠)	入院の契機	自傷他害の おそれ	入院時の要件・手続き等	入院期間の制限
任意入院 (第 20 条)	自発的 (本人の意思)	なし	①本人の同意	
医療保護入院 (第 33 条)	非自発的		①精神保健指定医の診断 ②家族等のうちいずれかの者の同意。 ※「家族等」とは配偶者、親権者、扶養義務者、後見人・保佐人をいう	
応急入院 (第 33 条の 7)			①精神保健指定医の診断 ※急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合	72 時間以内
措置入院 (第 29 条)	非自発的	あり	①2 名以上の精神保健指定医の診断 ②県職員の立会い	
緊急措置入院 (第 29 条の 2)			①1 名の精神保健指定医の診察 ②県職員の立会い ※急速を要し、措置入院の手続きを採ることができない場合	72 時間以内